

納税者を守る税理士になるための

# 租税法の連続基礎講座

東京青年税理士連盟  
会 長 池田 充  
研究部長 高橋 千亜紀

税理士は税法に関する専門家であるので、納税者の代理人として税務訴訟も視野に入れて業務を行わなければなりません。また、税理士は税務訴訟において補佐人として法廷に立ち、陳述をすることもできます。

では、「自分は税法に関する専門家ですから、法廷に立ち陳述もすることができます。」と、自信をもって言えますか？ また、税務調査の際、調査官は何をすることができ、何をすることができないのか、答えることができますか？

わたしたちが「税理士」という職業専門家として、自信を持って納税者の代理人となりうるためには、税理士試験の勉強では一切教わらない、「租税法の基礎理論」を学ぶ必要があります。

そこで、東京青年税理士連盟では、憲法論からの税法学体系書である『税法学原論第6版』（北野弘久先生著）をテキストにして、著者から直接指導を受けた元静岡大学教授で実務家としてもご活躍の小池幸造先生を講師にお招きし、租税法の連続基礎講座を開催いたします。新合格者の方のご参加を心よりお待ちしております。

日 時 第1回： 4月 3日(火) 「租税法律(条例)主義と税理士」  
第2回： 4月10日(火) 「実質課税の原則・応能負担原則と税理士」  
第3回： 4月17日(火) 「税務争訟の法理と税理士」  
第4回： 4月24日(火) 「質問検査権と税理士」

時間はいずれも18:30～20:30  
会 場 東京税理士会館 会議室

講 師 元静岡大学教授・税理士 (元全国青税会長・元東京青税会長)  
小 池 幸 造 先生

参加費 500円(新合格者は無料)

\*\*\*\*\* 会場にて書籍の販売も行います \*\*\*\*\*  
北野弘久 著「税法学原論〔第6版〕」青林書院  
北野弘久 著「納税者の権利」岩波新書  
北野弘久 著「現代企業税法論」岩波書店  
北野弘久 著「税法問題事例研究」勁草書房  
北野弘久 編「質問検査権の法理」成文堂  
北野弘久 編「現代税法講義・5訂版」法律文化社  
北野弘久・谷山治雄 編「日本税制の総点検」勁草書房 ほか

\*\*\*\*\* 租税法の連続基礎講座 講義予定 \*\*\*\*\*

- 第1回 租税法律主義と税理士・租税条例主義と税理士  
4月3日
- ・税法とは義務を定めたものなののでしょうか。それとも権利を定めたものなののでしょうか。
  - ・租税法解釈の原則とはいったい何なののでしょうか。
  - ・「節税」と「租税回避」と「脱税」の違いはどこにあるのでしょうか。
  - ・各地方自治体が打ち出している新税導入の法的根拠とは、いったいどこにあるのでしょうか。
- 第2回 実質課税の原則・応能負担原則と税理士  
4月10日
- ・税務調査の現場においてしばしば登場する「税務認定」。この「税務認定」というものはいったいどういうものなののでしょうか。
  - ・しばしば耳にする「実質課税の原則」や「応能負担原則」とは何なののでしょうか。
- 第3回 税務争訟の法理と税理士  
4月17日
- ・不服申立てや税務訴訟では納税者の敗訴率は90%以上です。ほんとにこれほど納税者が負けているのでしょうか。不服申立てや訴訟に関する「仕組み」に問題があるのではないのでしょうか。
  - ・税理士法改正により、税理士の業務に加わった出廷陳述権。本来あるべき税理士の姿というものは、21世紀の税理士像とは、どういう姿なののでしょうか。
- 第4回 質問検査権と税理士  
4月24日
- ・われわれが一番興味の深い「税務調査」。この「税務調査」というものを学問的にはどのように捉えるべきなののでしょうか。
  - 「税務調査」の本質を憲法論・法律論の面から検討しましょう。
  - ・税務調査手続に関する規定が改正されようとしています。どのように改正されようとしているのでしょうか。

## 【東京税理士会館 案内図】

JR 総武線：代々木駅より徒歩 7 分、千駄ヶ谷駅より徒歩 5 分  
都営地下鉄大江戸線：代々木駅より徒歩 7 分、国立競技場駅より徒歩 7 分



住所:渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6 TEL:3356-4461

### \*\*\* 租税法の連続基礎講座参加申込書 \*\*\*

第 1 回 (4/3) に	参加する	参加しない
第 2 回 (4/10) に	参加する	参加しない
第 3 回 (4/17) に	参加する	参加しない
第 4 回 (4/24) に	参加する	参加しない

お 名 前 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

FAX 番 号 \_\_\_\_\_

メ-ルアドレ-ス \_\_\_\_\_

参加ご希望の方は、下記の番号へ FAX にてお申し込みください。

**FAX 03 (3354) 4095 (東京青税事務局)**